

標準市議会会議規則条文解説

（欠席の届出）

第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

欠席の届出については、真正性を担保する趣旨からも文書等により届け出ることを予定していますが、そのことを条文上明示した規定ではありません。したがって、任意でオンライン化が可能です。明確な根拠があれば円滑なオンライン化が可能と考えられるため、「標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(例)」(以下、「規程」という。)を作成し、文書等により行うと規定されている手続以外の手続をオンライン化する際も、会議規則第167条の2の規定の例による旨を規定する予定です。

（会議時間）

第九条 会議時間は、午 〇時から午 〇時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

第2項について、議長の権限（「必要があると認める」）で会議時間の変更（繰上げ、繰下げ）は可能とされていますが、「会議に宣告」という規定がないため、必ずしも議場での宣告を要しませんでした。しかし、ただし書において「異議あるとき」という規定があるため、会議時間の変更は議場でしか行えないのではないかという疑義が従来から指摘されていました。この疑義について、ただし書の規定は、会議時間の変更を議場において宣告した場合の規定であると解釈していますが、このような解釈は文理上困難であることから整合性がとれるよう「会議に宣告することにより」を追加する改正を行いました。

このことにより、会議中以外の時間の変更が困難となることから新たに会議時間中でないときにおける会議時間変更の規定を第3項として設けました。具体的には、台風の接近等により災害の発生が予測されるため緊急に開議時間を変更する必要があるときや審議未了のままの閉会を防ぐため閉会日の休憩中に閉議時間を延長する必要があるときが想定されます。また、第1項に規定している会議時間が原則であることから「緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとき」としました。

時間変更通知については、行政実例において「開議時刻繰上通知は必ずしも開議の有効要件ではない」（昭和25年9月9日）としていること、改正前においても「議員への通知」の規定がなかったこと等から時間変更した際の「議員への通知」については規定しませんでした。先の実例にもあるように「知らなかったため開議時刻に遅れるような者のないよう適宜の措置を講ずべきであることはいうまでもない」とあることから意図的に特定の議員に伝えない等の運用とならないよう各議会において事実上の連絡を十分に行っていただくようお願いします。

従来、第3項として規定していた「会議の開始は、号鈴で報ずる。」との規定を第4項としました。この規定は、議員、説明員、傍聴者等に対して、会議の開始を知らしめる点にあり、議場周辺にいる者に周知する趣旨であると考えられることから「号鈴」に限定せず「電鈴」や「ブザー」等の文言の使用も認められるものと考えられます。なお、千葉恒三郎著「逐条 会議規則」（学陽書房）によると「号鈴」とは電鈴、振鈴、ブザー等を含むと解されています。

(休会)	
第十条 市の休日は、休会とする。 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。 4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。	

第1項について、令和5年2月に本会が取りまとめた「標準市議会会議規則等の改正に関する報告」（以下「令和4年度検討結果報告」という。）において、休日を基本、休会としている市議会が大半であると考えられる状況であることを理由に「（参考）」を削除することとされたため削除しました。

(定足数に関する措置)	
第十二条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。 3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。	

第1項について、令和4年度検討結果報告において、開議後に出席議員が定足数に達しない場合、延会を宣告するか、自動的に散会のいずれかになることを理由に「（参考）」を削除することとされたため削除しました。

(出席催告)	
第十三条 法第百十三条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもつて行う。	

出席催告について地方自治法第113条では、「出席を催告」としか規定されておらず文書等により行われることが求められていません。本条の規定においてのみ「文書」と明示されていることから、会議規則第167条の2の規定によるオンラインで行うことができます。

(議案の提出)	
第十四条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。	

地方自治法第112条による議案提出（いわゆる「団体意思決定議案」）については、同条第3項において、「文書を以てこれをしなければならない」とされていますが、自治法改正により追加された第138条の2に基づきオンラインで提出することが可能となりました。その他のもの（いわゆる「機関意思決定議案」）については、文書と明示されていませんが、「連署」については文書等に自署するものと考えられることから会議規則第167条の2に基づきオンライン化することができます。

また、委員会の議案提出についても、オンライン化することができます。

(一事不再議)

第十五条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

一事不再議の原則に関する照会が本会に多く寄せられており、多くの市議会で一事不再議の原則に基づく議事運営が定着していることを理由に「(参考)」を削除することとされたため「(参考)」を削除しました。

(修正の動議)

第十七条 修正の動議は、その案を備え、法第百十五条の三の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

修正の動議は、地方自治法第115条の3に基づくものであっても、その他のものであっても文書等により行われることが求められてはいませんが、会議規則において「連署」とされていることから議案の提出と同様に会議規則第167条の2に基づきオンライン化が可能となりました。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第十九条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第一項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

令和4年度検討結果報告において、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会において、議会の承認ではなく許可となっていること、「許可」は、法令又は行政行為における特定の行為の一般的禁止を特定の場合に解除し、適法にこれを行うことができるようにする行為をいう(「条例・規則の起案マニュアル」(ぎょうせい))ことから「議会の承認」を「議会の許可」に改めることとされたこと、国会においても議員提出議案については、議題となった後の撤回については、委員会、議院の「許可」と規定(衆規則第36条、参規則第28条)されていることから第1、2、3項ともに「議会の許可」に改めました。

第1項について、令和4年度検討結果報告において、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会では、議題となる前の撤回の場合「議長の許可(承認)」となっていることから同様に「ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。」との規定を追加することとされたことから、追加しました。また、ただし書において「得なければならない」としていることから議会の許可についても「要する」から「得なければならない」に改めました。

第2項について、令和4年度検討結果報告において、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会同様に文書による請求を義務付ける規定を設けるか法改正の状況を踏まえて検討が必要とされましたが、検討の結果、文書によることを新たに規定する積極的な理由がないことから文書によることは引き続き規定しないこととしました。したがって、文書による配布を規定していないため、任意でオンライン化が可能です(会議規則第2条解説文前段の規程についての説明を参照)。

第3項について、委員会で許可を得る事項は、撤回又は訂正そのものではなく、撤回又は訂正を「請求」することになります。

第三節 議事日程
(日程の作成及び配布)
第二十条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

議事日程の配布については、地方自治法等の規定により文書等により行われることが求められてはいませんが、「交付する」、「記載する」が動詞に使用されている場合の名詞は、上記以外の用語であっても当該規定における場合に限り「書面等」に該当する。」(逐条解説デジタル手続法)とされており、「議事日程」の配布については文書等による手続であることから、会議規則第167条の2に基づきオンライン化することができます。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)
第二十八条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。
2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

議会における選挙については、地方自治法第118条に基づく「法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙」であり、公職選挙法を準用するとされているが、「投票」については、「通知」に該当しないため改正後地方自治法第138条の2の規定の適用対象外であり、オンライン化することができません。

(投票)
第二十九条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

令和4年度検討結果報告において、①「職員の点呼に応じて」という表現を全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会の規定と同様に「議長の指示に従って」に改める、②「投票を投入する」という表現が適当ではなく、投票箱は備え付けられていないのが実情であることから「投票する」に改めるとされたことから、今回改正しました。なお、この改正は従来の議長の指示により事務局職員が点呼する方法や投票箱に投票することを変更する趣旨ではなく、条文を簡潔で適切な表現に改めることがその趣旨です。

(開票及び投票の効力)
第三十一条 議長は、開票を宣告した後、○人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。
3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。
4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第4項について、地方自治法第118条第6項に「第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。」とあり、文書によることを求めています。議会が行う通知については地方自治法の改正により新設された第138条の2第2項の規定によりオンライン化することが可能となりました。なお、その際に同項ただし書に「総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。」とされており、地方自治法施行規則第12条の2の7第二号に「議会等の定めるところによる届出」とあることから、本項において指定する方法として「議長が定める」とする規定を新たに設けました。

なお、地方自治法第118条第1項の「異議」は、会議規則第31条第3項による議長の決定に対しての「異議」である(昭和33年2月5日福井地裁)ことから、地方自治法第118条第6項の通知に係る規定は、第3項とは別に設けることとしました。

(選挙関係書類の保存)

第三十三条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

会議規則第28条にあるように「投票」をオンライン化することはできませんが、本条にある「関係書類」については、会議規則第167条の3によりオンライン化することができます。

本条の「ともに」とは、保存期間等を合わせることによって、関係書類に記録された情報を併せて確認できる状態に置く趣旨と考えられます。

(委員会の審査又は調査期限)

第四十四条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第三十八条((付託事件を議題とする時期))の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

第2項について文理解釈上、審査期限の対象となるのは、審査のみとなり、調査(事件)は対象となりません。審査の中に調査(事件)を含むと解することも考えられますが、第1項において期限を付す対象を「審査又は調査」と規定しているにもかかわらず、第2項において「審査」のみを規定し、ここに「調査」が含まれると解することは無理があると思われるため、令和4年度検討結果報告において、第2項に「又は調査」を追加すること、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会との規定の統一を図るため、第2項中の「会議」を「議会」と改めることとされたため今回、改正しました。

(委員会の中間報告)

第四十五条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

令和4年度検討結果報告において、①第1項について、中間報告を行う運営を標準的な条文にすることに問題はないと考えられるため「(参考)」を削除すること、②第2項に基づく中間報告を臨時会で行うことの可否について、解釈上の疑義を解消するため「、議会の承認を得て」を追加することとされたため今回、改正しました。

なお、臨時会で中間報告を行う場合、中間報告が「付議すべき事件」(地方自治法第101条第2項、第3項及び地方自治法第102条第4項)であることが必要であるが、「付議すべき事件」とは選挙、決定又は議決のいずれの形式をとるかを問わず、議会の意思決定に付すべき事件を指称する(「注釈地方自治関係実例集」ぎょうせい)とあることから、現行規定では中間報告が「付議すべき事件」に該当しないと解する余地が生じ、臨時会で中間報告をすることが不可能と解されるおそれがあります。このようなことを回避するため、中間報告が「付議すべき事件」であることを明確にするため「、議会の承認を得て」を追加しました。「承認」を「許可」に統一することの検討を提案する意見もありますが、「許可」は、法令又は行政行為における特定の行為の一般的禁止を特定の場合に解除し、適法にこれを行うことができるようにする行為(「条例・規則の起案マニュアル」(ぎょうせい))を指し、議案の訂正や撤回については、議題となった以上、法の定めはないが、訂正や撤回は認められないという考えから事件の訂正や撤回を議会の「許可」とすることは、一定の合理性があると考えられます。一方、「中間報告」は、一般的に禁止されている行為とは考えにくく、「同意」する対象と考えることが自然と解し、改正しないこととしました。

(再付託)

第四十六条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

令和4年度検討結果報告において、再付託に関する照会が全国市議会議長会事務局に多く寄せられて

おり、再付託に基づく議事運営が定着していると考えられることから、「（参考）」を削除することとされたことから、今回、削除しました。

第七節 発言
（発言の通告及び順序）
第五十一条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。
2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
3 発言の順序は、議長が決める。
4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

第1項、2項の「発言通告書」は文書等を前提とした規定のため、議長への提出を会議規則第167条の2によるオンライン化が可能となります。

（一般質問）
第六十二条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。
2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

第2項の「文書」は文書等を前提とした規定のため、議長への通告を会議規則第167条の2によるオンライン化が可能となります。

（答弁書の配布）
第六十六条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

「答弁書」については、文書等を前提とした規定のため、議員への配布を会議規則第167条の2によるオンライン化が可能となります。

（記名投票）
第七十二条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

投票等の表決の際の意思表示は、地方自治法の改正により新設された第138条の2に規定された「議会等に対して行われる通知」には該当せず、オンライン化の適用対象外と考えられます。

（無記名投票）
第七十三条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。
2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。（参考）

「投票」のオンライン化については、会議規則第72条と同様です。

（選挙規定の準用）
第七十四条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条（（議場の出入口閉鎖））、第二十八条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））、第二十九条（（投票））、第三十条（（投票の終了））、第三十一条（（開票及び投票の効力））第一項から第三項まで、第三十二条（（選挙結果の報告））第一項及び第三十三条（（選挙関係書類の保存））の規定を準用する。

会議規則第72条にあるように「投票」はオンライン化の適用対象外と考えられますが、選挙規定の準用（第33条）による「関係書類」については、会議規則第167条の3によりオンライン化するこ

とができます。

第九節 公聴会及び参考人

他の見出しと統一させるため、「、」を「及び」に改めました。

（意見を述べようとする者の申出）

第七十九条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

「文書」については、文書等を前提とした規定のため、案件に対する賛否等の申出を会議規則第167条の2によりオンライン化が可能となります。

（公述人の決定）

第八十条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

第1項について、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に会議規則第79条との関連性を明確にするため「あらかじめ」の前に「前条の規定により」を追加し、「あらかじめ」の後の「文書で」を削除しました。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第八十三条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

「文書」については、文書等を前提とした規定のため、意見の提示を会議規則第167条の2によりオンライン化が可能となります。

第十節 会議録

（会議録の記載事項）

第八十五条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- （一）開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- （二）開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- （三）出席及び欠席議員の氏名
- （四）職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- （五）説明のため出席した者の職氏名
- （六）議事日程
- （七）議長の諸報告
- （八）議員の異動並びに議席の指定及び変更
- （九）委員会報告書及び少数意見報告書
- （十）会議に付した事件
- （十一）議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- （十二）選挙の経過
- （十三）議事の経過
- （十四）記名投票における賛否の氏名
- （十五）その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。

「会議録」第1項について「記載」は文書等に該当するため、「記録する」に改めるか、改めずに会議規則第167条の3の規定により対応するかいずれかが考えられますが、全国都道府県議会議長会及

び全国町村議会議長会と同様に改めずに会議規則第167条の3の規定により対応することとし、「し、又は記録」を削除しました。

第2項について、令和4年度検討結果報告において、日本速記協会が実施した調査結果（令和4年度検討結果報告参照）でも明らかなように、現在、速記法以外の方法で会議録作成を行っている市議会が多数であることを考慮し、速記法以外の方法による会議録作成も規定することが現状に合致するため「速記法」の後に「その他議長が適当と認める方法」と追加しました。なお、速記法を用いている市議会もあり、速記法を見直すことを求める趣旨ではないことから、第2項中「速記法」を削除しませんでした。「その他議長が適当と認める方法」と追加したことにより「速記する」を「記録する」に改めました。なお、録音した音声の反訳により会議録を作成する事例等を踏まえ、「記載する」ではなく「記録する」としました。

(会議録の配布)

第八十六条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

会議録の議員及び関係者への配布について、地方自治法等の規定により文書等により行われることが求められてはいません。会議録を電磁的記録で作成している場合の配布については、①配布用は印刷して配布する、②会議規則第167条の3の規定により電磁的記録を提供する、③議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により電磁的記録を提供する内容の改正を本条において行うのいずれかの対応が可能です。標準会議規則においては、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に②第167条の3の規定により電磁的記録を提供することを前提としています。

なお、検討会議構成市に確認したところ、何らかの形で会議録を配布している市が多数であったことから（参考）を削除しました。

(会議録に掲載しない事項)

第八十七条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第六十五条((発言の取消し又は訂正))の規定により取り消した発言は、掲載しない。

令和4年度検討結果報告において、配布用の会議録に、当該規定が定める事項について掲載しない運用をしている多くの市議会があることから「（参考）」を削除することとされたため、今回削除しました。

(会議録署名議員)

第八十八条 会議録に署名する議員は、○人とし、議長が会議において指名する。

会議規則第85条第1項において、会議規則第167条の3の規定で対応することとしたことを踏まえ、規定の整理を行いました。

(会議録の保存年限)

第八十九条 会議録の保存年限は、永年とする。（参考）

「（参考）」の扱いについては、会議録の保存年限を会議規則で定めている市議会がある一方、文書管理規程で定めている市議会があることから、「（参考）」を維持しました。

(欠席の届出)

第九十一条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。
2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

会議規則第2条の解説をご参照ください。

（出席委員に関する措置）

第九十四条の二 この章における出席委員には、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

令和３年度検討結果報告のとおり、一般的に各市議会の会議規則には、都道府県議会及び町村議会の会議規則と異なり、委員会の運営に関する章が設けられており、出席している委員に関する規定が複数あることから、委員会に関する章においてオンラインによる方法で委員会に出席した場合も、各条文の出席している委員に含まれることを包括的に定めることが適当と判断し、当該規定を設けました。

なお、委員会条例におけるオンライン委員会に関する規定を「一般規定」とした（個人事由については「（参考）」）ことから、当該規定も「（参考）」としないこととしました。

（動議の撤回）

第百条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

会議規則第１９条と同様に「承認」を「許可」に改めるとともに、ただし書を追加しました。

（委員の議案修正）

第百一条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

文書により行われることが求められておらず、また本会議における修正の動議（会議規則第１７条）とは異なり「署名」（本会議は「連署」）が求められていないため、任意でオンライン化が可能です（会議規則第２条解説文前段の規程についての説明を参照）。

（委員の派遣）

第百六条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

「記載した」「派遣承認要求書」について文書等に該当するため、議長への提出を会議規則１６７条の２によりオンライン化することができます。

（少数意見の留保）

第百八条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員一人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

２ 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

第２項の「少数意見報告書」は、文書等に該当するため、議長への提出を会議規則１６７条の２によりオンライン化することができます。

（委員会報告書）

第百十条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

「報告書」は文書等を前提とした規定のため、議長への提出を会議規則第１６７条の２に基づきオンライン化できます。

(委員外議員の発言)

第百十七条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員という」。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

3 前二項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第3項及び第4項を追加することから、第1項において「（以下この条において「委員外議員という」。）」という定義規定を追加しました。

第2項については、第1項において定義規定を追加したことから「委員でない議員」を「委員外議員」に改めました。

第3項については、令和3年度検討結果報告のとおり、先ず、委員外議員がオンラインによる方法で委員会に出席することは、可能と考えます。会議規則第94条の2は、委員会の構成員（定足数に含まれる）である委員を対象にした規定です。委員外議員は、委員会の構成員である委員ではありません。よって、委員外議員がオンラインによる方法により委員会で発言が可能となる根拠を設ける必要があると判断し、当該規定を設けました。また、会議規則第94条の2と同様の考え方により、当該規定も「（参考）」としないこととしました。

第4項については、委員外議員がオンラインによる方法で説明等を行う場合、委員会条例第15条の2第2項に規定する委員の届出と同様に、委員長への届出が必要と考え、当該規定を追加しました。また、会議規則第94条の2と同様の考え方により、当該規定も「（参考）」としないこととしました。

(委員長の発言)

第百十八条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

完全オンライン委員会では、第1項に規定する委員長と委員の「席」の別がありませんので、第1項をオンライン委員会に準用することは難しいと考えられます。

このため、新たに第2項として、オンライン委員会における委員長の発言に関する規定を設けました。第1項は委員席に着く委員長は委員長職を行うことができなくなることと解することができ、委員会条例第12条第1項を参考に「委員長の職務」としていることから、「委員長の職務を行うことができない」としました。

委員としての発言が終われば、委員長の職務を行うことは、当然であるから、第1項の「委員長席に復さなければならない」に相当する規定は設けませんでした。

(答弁書の配布)

第百二十五条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。（参考）

会議規則第125条を会議規則第66条同様に修正したことから見出しも「朗読」を「配布」に改めました。

会議規則第66条同様に「答弁書」については、文書等を前提とした規定のため、委員への配布を会

議規則第 167 条の 2 によるオンライン化が可能となります。

また、検討会議での意見を踏まえ、答弁書の配布について本会議と委員会に差を設ける必要がないことから、本会議における答弁書の配布を規定した会議規則第 66 条と同様としました。

なお、本会議と比べ、委員会は頻繁に開催されており、直ちに答弁しがたい場合、次に開催される委員会において答弁しているのが実態であることから「（参考）」のままとしました。

（互選の方法）

第二百二十六条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の四分の一以上の得票がなければならない。

4 第一項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第一項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

第 6 項について、令和 4 年度検討結果報告において、多くの市議会で、正副委員長の互選が、指名推選をはじめとする当該規定に基づいて行われていると思われるため「（参考）」を削除することとされたため、今回削除しました。

（選挙規定の準用）

第二百二十七条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第一章第四節の規定を準用する。

令和 4 年度検討結果報告において、多くの市議会で、正副委員長の互選が、指名推選をはじめとする当該規定に基づいて行われていると思われるため「（参考）」を削除することとされたため、今回削除しました。

（不在委員）

第二百二十九条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第百九条第九項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

令和 3 年度検討結果報告にもある通り、会議規則第 94 条の 2 は、「出席委員」にオンラインによる方法で出席している委員を含むという規定です。これに対し、本条には「出席委員」という定めがないため、オンラインによる方法で出席している委員は「会議室にいない委員」とみなされ表決に加わることができない可能性があります。このことから、当該ただし書を設けることで、オンラインによる方法で出席している委員も表決に加わることができることを明確にすることにしました。

（記名投票）

第二百三十三条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

本会議における記名投票を規定した会議規則第 72 条と同様に投票等の表決の際の意思表示は、地方自治法の改正により新設された第 138 条の 2 に規定された「議会等に対して行われる通知」には該当せず、オンライン化の適用対象外と考えられます。

(無記名投票)
第百三十四条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。(参考)

「投票」のオンライン化については、会議規則第133条と同様です。また、会議規則第73条を参照ください。

(選挙規定の準用)
第百三十五条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力))第一項から第三項まで及び第三十二条((選挙結果の報告))第一項の規定を準用する。

新設した会議規則第31条第4項は対象ではないため、第4項以外を準用することを明確にするため、第31条第1項から第3項までとしました。

(請願書の記載事項等)
第百三十九条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。 3 前二項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。 4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。 5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

請願は地方自治法第124条において、「請願書」と規定されているため文書等に該当し、地方自治法の改正により追加された地方自治法第138条の2第1項「総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法」の規定によりオンライン化できます。「記載」「署名又は記名押印」についても文書等に該当することから、会議規則第167条の2でオンライン化することができます。

なお、請願者の提出要件について、請願紹介議員のみが地方自治法で規定されており、それ以外は会議規則事項のため、必ずしも請願者の署名が提出要件ということではなく、各市の規則で提出要件を定めればよいという考え方がありますが、「なりすまし」などを防ぐために、署名に代表されるように、何らかの請願者の真正性を確保する措置は必要と考えます。署名に代わる本人確認等が可能と判断できる措置の具体例については改めて提示する予定です。

第2項について、名称と所在地が「及び」でつながっているため「法人の名称」の前に「並びに」を追加しました。

第5項について令和4年度検討結果報告において、会議規則第19条同様に「承認」を「許可」に改めることとされたため今回「許可」に改めました。

第6項について令和4年度検討結果報告において、昭和49年2月5日の行政実例において、閉会中議長が受理した請願で未だ付議されていないものについて、これを紹介した議員は議長の同意を得ればその紹介の取消しをすることができ、この場合には、取消しの手続を会議規則に規定するべきとされており、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会には既に当該規定があることから、新設しました。なお、第5項第6項の撤回や取消は文書等によることを求めることが明示されていませんが、真正性の観点から文書等によることが適当であると考えられます。その際の文書等のオンライン化については、規程等で改めて提示する予定です。

(請願文書表の作成及び配布)

第百四十条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

請願文書表は文書等を前提としていますので、会議規則第167条の2によりオンラインによる「配布」が可能となります。

第3項の「連署」については、会議規則第139条の署名と同様に会議規則第167条の2でオンライン化することができます。なお、令和2年に会議規則第139条を「請願者が署名又は記名押印」に改めたことを踏まえ、「連署」だけでは文理上、記名押印した請願者が対象外と解せることから、改正を検討しましたが、現時点では特段の問題が提示されておらず運用で対応できることから今回は対応していません。

(請願の委員会付託)

第百四十一条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

「請願文書表」の「配布」については、会議規則第140条と同様です。

令和4年度検討結果報告において、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に請願の特別委員会への付託が議長の専権事項ではなく、議案と同様に、議員の動議による付託が可能と解せるように変更すること、地方自治法第109条第2項(第3項)において「常任委員会(議会運営委員会)は、議案、請願等を審査する。」と規定されていることから、請願についても議案と同様に委員会に付託して審査することが原則であると考え、議案と同様に請願についても付託省略を議決によるよう変更することとされたことから、今回改正し、あわせて整文しました。

(紹介議員の委員会出席)

第百四十二条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第1項において「説明を求めることができる」と規定されており、その方法について特段の定めはないことから、あえて第3項を設けなくても、委員会の判断により、紹介議員にオンラインで説明させることは可能ではないかとの意見もありますが、第3項はオンライン委員会が開催されている場合に限り、請願紹介議員もオンラインによる方法で説明を行うことを可能とするものです。

第4項については、委員会条例第15条の2第2項に規定する委員のオンライン出席、会議規則第117条第4項に規定する委員外議員のオンライン出席と同様に、紹介議員がオンラインによる方法で説明等を行う場合、委員長への届出制としました。

(請願の審査報告)	
第百四十三条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。	
(一) 採択すべきもの	
(二) 不採択とすべきもの	
2	委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。
3	採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

令和4年度検討結果報告において、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に請願審査結果に意見を付すことを義務としないこととするために、第1項中「意見を付け」を削除し、第2項を新設し、必要があるときに意見を付けることができるようにすることとされたことから、今回、改正しました。

(陳情書の処理)	
第百四十五条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。	

令和4年度検討結果報告において、①「その内容が請願に適合するもの」という基準が曖昧であり、陳情の取扱いについて現場が苦慮することが想定されること、②名古屋高裁(平成30年11月12日)において「陳情書が提出されても、原則として議会が審査等の対応をすることが義務付けられるものではないから、本件143条の趣旨は、陳情という形式であっても市民による政策提言として取り上げるのに適したものは、請願として取り扱うことを可能とすることにあると解される。したがって、本来、議会が審査等の対応をする義務のない陳情書を、本件規則143条により請願の例により処理するかどうかの判断については、議長の広範な裁量権に委ねられているものと解するのが相当である。」としていることから、「議長が必要であると認めるもの」に改めることとされたことから、今回改正しました。

なお、議長の判断に際しては、申合せ、要綱等や議会運営委員会への諮問に基づいて運用することが考えられます。

「陳情書」は、文書等を前提としていますので、会議規則167条の2によりオンライン化することができます。

(議長及び副議長の辞職)	
第百四十六条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。	
2	前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。
3	閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
(議員の辞職)	
第百四十七条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。	
2	前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について、準用する。

「辞表」は、必ずしも文書等によることを前提としている規定ではないと考えられますが、議長若しくは副議長の職又は議員の身分の喪失に係る重要な行為であるため、厳格な本人確認が必要であることから辞表は文書等によることと考えており、議長(副議長)への提出を会議規則167条の2によるオンライン化することができます。

(資格決定の要求)	
第百四十八条 法第二百二十七条第一項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。	

「記載した要求書」及び「証拠書類」は、文書等を前提としているため、第167条の2により「要

求書」及び「証拠書類」の議長への提出をオンライン化することができます。

(決定の通知)

第百五十条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

①地方自治法第127条第3項において「第118条第5項及び第6項の規定は、第1項の場合について準用する。」とあり、第118条第6項において「第1項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。」とされており既に地方自治法に決定書の交付の規定があること、②全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様の規定とするため「決定書の交付」に関する規定を削除しました。

地方自治法により決定は「文書」によることが求められていますが、地方自治法の改正により追加された第138条の2第2項によりオンライン化することができます。その際の詳細は規程等で改めて提示する予定です。

この改正にあわせて、見出しについても改めました。

(携帯品)

第百五十二条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

改正の要望が多いことから、携帯品の名称を時代に即した名称に改めることとしました。規制対象となる携帯品を具体的に全て列挙することは、不可能であることから携帯してはいけないものについては「通常議員が議事参加のため議場に持ち込む必要のないもの」と解し、「類」という表現で規定されているものと考えられ、この考えを維持しました。

また、近年、視覚障害や聴覚障害等の身体に障害を持つ議員が当選する事例が増えており、議事参加のために必要な車椅子やつえ等の器具を議場に持ち込むことは、不可欠と解されることから「議長の許可」から「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たもの」と届出制に改めました。

なお、今回の改正目的は、既に規定されている携帯品中、時代にそぐわない表記を直すことであり、新たな携帯品を追加することを主な目的としていません。具体的な物の追加やその取扱いについては、各市議会において、ご検討ください。

(資料等の配布許可)

第百五十七条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。(参考)

近年の著作権問題の動向等を踏まえ「新聞紙」という文言を削除するとともに、簡潔な表現とするため見出し、本文とも資料等としました。

なお、会議規則第20条((日程の作成及び配布))、同第140条((請願文書表の作成及び配布))等と異なり議長が配布義務を負っているものではないことから、任意でオンライン化が可能な対象と考えられます(会議規則第2条解説文前段の規程についての説明を参照)。

(懲罰動議の提出)

第百六十条 懲罰の動議は、文書をもつて所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。
2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第四十九条((秘密の保持))第二項又は第百十三条((秘密の保持))第二項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

懲罰の動議は文書をもって議長に提出しなければならないため、会議規則第167条の2によるオンライン化ができます。

(懲罰動議の審査)
第百六十一条 懲罰については、議会は、第三十七条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に「議決することができない」としました。

(代理弁明)
第百六十一条の二 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

令和4年度検討結果報告において、①全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会には代理弁明の規定があり、病気等で弁明をすることが不可能な場合、代理による弁明の機会を設けることが、弁明の機会の確保や懲罰動議の審議の充実に資すること、②代理弁明の規定を設けたとしても、運営等に重大な支障が生じることにはならないと解されることとされたことから、今回新設しました。

なお、「条ずれ」を回避するため、枝番としました。

(協議等の場の開催方法の特例)
第百六十六条の二 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。
2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

令和2年7月16日付総行第180号「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて」(以下「令和2年7月通知」という。)において、総務省から「地方自治法第100条第12項で規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることについては、オンラインによる方法を活用して開催することが可能と考えている。」とされていることから、令和3年度検討結果報告にも掲載しましたが、委員会条例第15条の2の改正に合わせる形で、改正しました。

委員会条例第15条の2第4項と同様の規定を第2項として設けました。

第九章 補則
(電子情報処理組織による通知等)

文書等により行うことが求められている行為をデジタル化するに当たっての対応は、①オンライン化を認めるもの(通知(申請等、処分通知等))、②①を受けて電磁的記録を印刷した書類等を使用するもの(縦覧等)、③電磁的記録を用いて行うことを認めるもの(作成等(作成、保存等))に分類され、それぞれに対応が異なります。②の縦覧等は会議規則にはありませんので、①通知(会議規則167条の2)と③作成(会議規則167条の3)を規定しました。

一方で、改正後地方自治法第138条の2は、議会等に対して行われる通知(客体)と議会等が行う通知(主体)を区別しているが、議会に係る手続のオンライン化に当たっては、個別の手続によって電子署名の要否が異なることはあっても、主体客体によって効果が異なることは考えにくいため、個別の取扱いの差については、規程に委ねることとしました。

会議規則改正に際しては、①地方自治法が根拠規定となる部分(個別対応)と②会議規則等が根拠規定となる部分(通則)で対応を分けるべきとの考え方もありますが、会議規則が複雑になるため分けませんでした。

第百六十七条の二 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第1項については、地方自治法第138条の2第1項を参考にしています。

議会又は議長若しくは委員長に対して行われる通知のうち、会議規則の規定において文書等により行うことが規定されているものは、議長が定める電子情報処理組織（いわゆるオンライン）を使用する方法により行うことができることを定めるものです。地方自治法第138条の2では、「文書等」は、「文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物」と定義されていますが、本項では、「文書等」は、「文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物」と定義しており、地方自治法の規定に「文字、図形」が加えられています。これは、①会議規則の規定により文書等によることが求められているのは文字情報のみだが、実際の運用においては会議録の添付資料等に図画等が含まれることがあることから、疑義の発生を防ぐこと、②各市議会における条文に幅広く対応する規定とすることが望ましいことからによるものです。

議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）として、「電子情報処理組織」を定義しています。「電子情報処理組織」とは、「オンラインシステム」について規定するものですが、電子情報処理組織の用語自体は、立法例の中では定義することなく使用されている例があり、一定の意味がある用語としてそのまま使用することも可能ですが、電子情報処理組織という用語のみでは、オンラインシステムが特定できないため、いかなるオンラインシステム（議員私用のパソコン等）からでも受付可能と解される恐れがあります。このため、「議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）と規定しました。

なお、「電子計算機（入出力装置を含む。）」とは、一部に専用線端末を使用する場合が残る可能性や将来的にCPUを搭載しない端末が出現する可能性を考慮し、電子計算機を単なる入出力装置を含むものと規定したところです。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

第2項は、地方自治法第138条の2第2項を参考にしています。

議会又は議長若しくは委員長が行う通知のうち、会議規則の規定により、文書等により行うことが規定されているものは、議長が定める電子情報処理組織（いわゆるオンライン）を使用する方法により行うことができることを定めるものです。ただし書は、通知を受ける者がオンラインによることを希望しない場合や、コンピューター等を所有していないためオンラインで通知を受けることができない場合、オンラインにより通知を行うことは適当ではないことから、当該通知を受ける者がオンラインにより受ける旨の表示をする場合に限ることを定めるものです。

「配布」のような特定多数に対して行われる通知も、「ある一定の事実、処分又は意思を特定の相手方に知らせること」に当たると考えています。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

第3項は、地方自治法第138条の2第3項を参考にしています。

第1項及び第2項の規定によりオンラインで行われた通知については、当該通知に関する会議規則の規定による方法によるものとみなすことを定めるものです。

これにより、オンラインにより通知された文書についても会議規則の規定が適用されることとなります。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条（（日程の作成及び配布））、第六十六条（（答弁書の配布））、第八十六条（（会議録の配布））、第二百二十五条（（答弁書の配布））、第四百十条（（請願文書表の作成及び配布））第一項及び第四百四十一条（（請願の委員会付託））第一項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

第4項は、地方自治法第138条の2第4項を参考にしています。

第1項及び第2項の規定によりオンラインで行われた通知の到達時期について定めるものです。オンラインによる通知の到達時期については、当該通知を受ける者のコンピューター等に備えられたファイルに記録された時に到達したものとみなすことを定めるものです。

到達したとみなす規定を置くことは、逐条解説デジタル手続法では、「判例・通説によれば、到達は、意思表示が相手方の支配領域に入ったこと、すなわち相手方が意思表示の内容を了知し得る状態におかれれば足り、必ずしも相手方が現実的にそれを了知することまでも必要とするものではないと解されている。オンライン手続の到達時期については、オンライン申請等、オンライン処分通知等とともに社会通念上明白な共通の理解が成立しているとまではいえないと考えられるため、法令において到達時期の規定を整備することが必要であると考えられる」とされていますが、会議規則においても同様と考えています。

括弧書については、既にオンライン化されている手続において、議員に対する配布については、クラウド型サービス（Sidebooks, MoreNote等）を利用し、クラウド上にアップデートした時点で到達とみなす運用がされています（配布資料については、議員全員がダウンロードするとは限らず、ダウンロードした段階で到達とすると、配布したことにならない恐れがあるため）。会議規則中の手続においても、特定多数の議員に配布する場合、サーバーにアップロードしたファイルが相手方（議員等）に閲覧可能となった時点（事前にアップロードしておき、アクセス可能日時を設定する運用を想定）にする必要があるため規定するものです。

対象となる通知は、会議規則第20条（（日程の作成及び配布））、同第66条（（答弁書の配布））、同第86条（（会議録の配布））、同第125条（（答弁書の配布））、同第140条（（請願文書表の作成及び配布））第1項及び同第141条（（請願の委員会付託））第1項です。なお、文書等によることが求められていない手続については、本条の対象外ですが、オンライン化に当たっては到達時期を検討する必要があります（同第20条第1項の規定による議事日程のない会議の通知等は、配布と同様の取扱とすることも考えられます。）。同第20条、同第66条、同第86条、同第125条、同第140条第1項、同第141条第1項の規定による議員に対する通知の到達時期は、①相手方の電子計算機に備えられたフ

ファイルへの記録がされた時、②クラウド上にアップロードし、かつ、その旨を議員に通知した時のいずれか早い時となります。

なお、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）」と規定しており、電磁的記録に録音テープやビデオテープは含みません。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

第5項は、デジタル手続法第6条第4項を参考にしています。

通知のうち、会議規則の規定において署名、連署、記名押印することが規定されているものを、第1項又は第2項の規定によりオンラインで行う場合は、会議規則の規定にかかわらず、氏名や名称を明示する措置を議長が定めるものに代えることができることを定めるものです。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

第6項は、デジタル手続法第6条第6項を参考にしています。

オンラインによる通知をするものの、対面による本人確認、原本確認の必要があるなど、こうした取扱いをせざるを得ない正当な理由がある場合に限り、部分的なオンラインを認めることを定めるものです。通知のうちオンラインで行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合の例として、本人に出頭を求めたり、原本の提出を求めたりする必要がある場合について規定しています。その他の当該通知のうちオンラインにより行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合として、資格決定の要求をする際に提出される証拠書類等の膨大な資料など電磁的記録にして通知することが利便性を損なう場合などが想定されます。なお、具体的にどのような部分をオンラインで行うかどうかについて、議長が定めるものとしています。

（電磁的記録による作成等）

第百六十七条の三 この規則の規定（第二十八条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第一項（第七十四条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

デジタル手続法第9条第1項を参考にしています。

本条は、文書等を電磁的記録により作成し、又は保存することについて規定するものです。

第1項は、会議規則第28条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第1項（（第74条（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除き、会議規則の規定において議会又は議長若しくは委員長が文書等を作成し、又は保存することが規定されているものについては、議長が定めるところにより、電磁的記録により行うことができることを定めるものです。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

デジタル手続法第9条第2項を参考にしています。

第2項は、第1項の規定により行われた電磁的記録による作成等についても、本来の文書等により行われたものとみなして会議規則の規定を適用することを定めるものです。

標準市議会委員会条例条文解説

(委員会の開会方法の特例)

第十五条の二 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第二十条((秘密会))第一項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

令和3年度検討結果報告では、オンラインの方法による委員会の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまで例外的なものであると考えられることに加え、地方自治法の改正によるものではないことから、「標準」とすることは時期尚早であり、「標準」の改正を行うことは見送り、仮に委員会条例等を改正する場合、どの規定を改正するのが適当か、「標準」をベースに参考としてお示しました。

その後、内閣総理大臣の諮問機関である第33次地方制度調査会は答申(「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」令和4年12月28日内閣総理大臣に手交)において「委員会へのオンラインによる出席の事例はまだ限定的であるが、感染症のまん延や災害の発生等の緊急時に審議を行えることや、育児・介護等の事情により議場に来ることが困難な者も審議に参加できるようになるメリットがあると指摘されている。」とあり、衆参両院の総務委員会において令和5年5月8日に成立した地方自治法の一部改正案の審議において「多様な人材が地方議会に参画できる環境を整備することの重要性に鑑み、各議会において、オンラインによる委員会を円滑に開催することができるよう、地方公共団体に対し必要な助言を行うこと。」とする附帯決議が付されています(衆議院：令和5年4月18日、参議院：令和5年4月25日。)。また、総務省の調査(「委員会条例等の改正状況・委員会のオンライン出席の状況等」)によると実際に令和5年1月1日時点において182市議会(政令市10、市区172)で委員会のオンライン出席が可能となるよう条例等を改正しており、124市議会(政令市2、市区122)が改正予定となっています。これらのことからオンラインの方法による委員会規定について「標準」とすることが適当であると考えられます。

「大規模な災害等の発生等」について、「災害等」の「等」は、災害以外の「事故」を想定しており、「発生等」の「等」は、「警報の発令」など発生が予見されることを想定しています。

令和3年度検討結果報告では、「委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(いわゆる、感染症法)上の位置付けが5類感染症に移行されたことを踏まえ、新型コロナウイルスを削除するとともに、発生確率が高いと推測される災害を先に記しました。

秘密会については、令和3年度検討結果報告と同様に秘密性を高いレベルで確保するための統一された手法等が確立されていない現状においてオンライン委員会の対象としないとするただし書を設けることとしました。なお、総務省は「令和2年7月通知」においては「オンラインによる方法を活用して秘密会を開催することを認めるかどうかについては、秘密会の開催に必要な環境が確保されているかなどの観点から、各団体において適切に判断されるべきもの」とされていることから、各市議会において「必要な

環境」が確保されていると判断するならば、当該ただし書を設けないことを否定するものではありません。

第2項においてオンライン出席を希望する委員はあらかじめその旨を委員長に届け出ることを義務付けていますが、許可制にした場合、委員長の判断について妥当性の問題が生じる可能性があることから、必ずしも許可制にする必要がないと考え、令和3年度検討結果報告と同様に届出制としました。

委員会条例には、定足数や表決時の委員の数など、出席している委員に関する規定が複数あり、オンラインによる方法で委員会に出席した場合も、委員会条例中の各条文の出席している委員に含まれることを包括的に明示することため、第3項においてオンラインによる委員会への参加者を出席者とみなす規定を新設しました。なお、総務省は令和5年2月7日付総行第40号「新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ & Aについて」(以下「令和5年2月通知」という。)において「出席が困難な事情により議場にはない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えないと考えられる。」としており、オンラインで一般質問を行う議員はあくまで「欠席議員」という位置付けであり、同じオンラインによる方法であっても、本会議では「欠席」であり、委員会では「出席」という扱いになります。つまり、本会議における出席は本会議場に参集すること(対面)のみであり、委員会での出席は委員会室に参集すること(対面)とオンラインによることになります。委員会における「出席」の概念を明確にするため、本会議同様に委員会においても対面による方法を「出席」とし、オンラインによる方法を「出席」ではなく「発言その他の行為をする」に改めることも検討しましたが、総務省から指摘を受けていないことや、第2項に基づく届出をしても結果的に「発言その他の行為」を行わなかった委員を「出席」と見なすことが可能なのかなどの整理が必要になることを踏まえ委員会については、令和3年度検討結果報告と同様にオンラインによる方法も「出席」とすることとしました。

【第十五条の二参考】(オンライン委員会の対象に育児等を加える場合の参考)

(委員会の開会方法の特例)

第十五条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。ただし、第二十条((秘密会))第一項の秘密会は、この限りでない。

- 一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
 - 二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

令和3年度検討結果報告においては、人が集まることが困難な例外的、緊急的場面を基本としていましたので、「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」としていましたが、令和5年2月通知において「委員会への出席が困難な事情がある場合として、例えば、災害の発生や、育児・介護等の事由をもって、議員が、いわゆるオンラインによる方法で委員会に出席することは可能か。」に対する回答として、「具体的にどのような場合にオンラインによる方法での出席を可能とするかについては、各団体において判断されるものであり、ご質問のような事由がある場合に、各団体の判断で、オンラインによる方法での委員会への出席を可能とすることも差し支えないと考えられる。」との見解が示されました。こ

のことから「育児、介護その他のやむを得ない事由」によるオンライン出席を参考として規定しました。

令和2年7月通知において総務省は「委員会についても、団体意思を決定する過程において重要な役割を果たしている点は、本会議と同様であり、実際に委員会の開催場所に参集していただくことが基本である」との考えを示していることから「その他のやむを得ない事由」の濫用によるオンライン出席を防ぐため、委員長への届出ではなく、委員長の許可を要することとしました。

会議規則第91条において育児・介護等の事由による欠席を規定しているにも関わらず、同じ事由によるオンライン出席を規定するとオンライン出席を強いられる恐れが否定できず、また「やむを得ない事由」の基準を本会において一律に示すことが困難であることから、個人事由によるオンライン出席については、参考としました。

参考を本則として規定するか、またその運用については各議会においてご検討をお願いします。

(委員長及び委員の除斥)

第十八条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

令和3年度検討結果報告においては、正当な理由がなく、委員会を欠席する委員が一身上の弁明だけをオンラインで行うことを回避するために第2項として「前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。」と規定していましたが、当該規定があることにより、正当な理由(病気等)で出席できない委員の弁明の機会を制限する懸念があるため、第2項を削除しました。

(出席説明の要求)

第二十一条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。(参考)

令和3年度検討結果報告の通り、第15条の2に規定するオンライン出席は、委員会の構成員である委員を対象にしたもので、説明員等の委員以外で委員会に出席することが想定される者については、別に定めることとしました。

委員会への説明員の出席は、本会議と異なり、義務ではありませんが、積極的に出席しているのが現状であり、オンラインによる執行機関の出席は、限定的に行われると考えられること、説明員が遠隔地にいる場合(支所の職員、公務出張中の職員など)における委員会出席も考えられることから、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延や第15条の2に規定するオンラインによる出席者がいるとき等に限定しないこととしました。

また、説明員のオンラインによる委員会出席について、委員会への出席は任意であること、出席が義務となっている本会議でも、公務等正当な理由による欠席について届出制となっていること(地方自治法第121条第1項)を考慮し、許可制とはせずに出出としました。

しかし、検討会議においては、一定の要件が必要であるとの意見が多数であったこと、令和2年7月通知において総務省もオンラインによる方法を活用して開催する委員会における執行機関のオンライン

による説明について「議会と執行機関の間で適切に決めていただくべき」との考えが示されていることから参考としました。

オンラインによる説明の濫用を防ぐため、当該規定の必要性や申合せ等により一定の要件を設けることについて、各議会において検討をお願いします。

(意見を述べようとする者の申出)

第二十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十八条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

地方自治法第115条の2第1項において「普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」と規定されているのみであり、具体的な手続きについては、委員会条例に規定されており、委員会条例第24条第1項において「文書」で申し出ることが規定されています。この「文書」による申出をオンラインで行うことを可能にするため、第2項を新設しました。「委員長が定める電子情報組織」については、別途規程等で定める必要がありますが、これについては今後、「標準市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(例)案」(仮称)を作成する予定です。

委員会条例第23条第2項により委員会における公聴会の開催にあたり必要な事項の公示は議長が行いますが、委員会内部における意思決定は委員会が行うと解されることから、手続の詳細については、委員会の議事運営を行う委員長が決定するとしました。

(公述人の決定)

第二十五条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会における標準委員会条例においては「文書で」という定めはしていないことから、規定の統一を図るため「文書で」を削除しました。

総務省は令和4年6月10日付総行第161号「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会等の開催方法に関するQ & Aについて」(以下「令和4年6月通知」という。)において「参考人制度は、議会における政策形成機能の強化を図るためにその活用が期待されるものであることに鑑みれば、議会への出頭を求めない形での意見聴取は、地方自治法第115条の2第2項によって否定されるものではなく、新型コロナウイルス感染症対策として行う場合に限らず、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により、意見聴取を行うことは差し支えないと考えられる。」と参考人について、オンラインによることを認めていることから、公述人についてもオンラインでよることが可能と解され、そのことを明示するため第3項を新設しました。

オンラインによる意見陳述を申出時点で表明させると、オンラインによる方法を理由に公述人を選べないという事案が生じる可能性があるため、公述人による意見陳述の原則は委員会に赴いて出席することでありオンラインによる意見陳述は例外という考えから、オンラインを希望する場合でも、委員会室

に来ること(対面)を前提に申出を行い、第25条第1項の通知において、委員会に赴くか、オンラインでの意見陳述を希望するかの確認を行う運用を想定しています。

令和3年度検討結果報告では、「公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。」としていましたが、公述人は委員と異なり、委員会条例第16条や第17条に規定する「出席」の対象にはならないこと、地方自治法第115条の2第1項においても「意見を聴くことができる」としていることを踏まえ、公述人について必ずしも「出席」という表現を用いなければならない理由がないことから「公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるすることができる。」としました。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第二十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

文書による意見提示の方法をオンラインでも可能とするために、「若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」を規定しました。なお、電子情報処理組織の定義については、委員会条例第24条第2項に規定してある通りです。

公述人の代理人や文書による意見陳述は、公述人が公聴会に赴くことができないことを想定して設けた規定ですが、令和3年度検討結果報告においては、公述人のオンラインによる出席を認めたことから、代理や文書(有体物である紙)による方法を認める必要性は低いと考え、第2項「前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。」との規定を設けました。しかし、オンライン出席を希望していた公述人であっても発声困難等の事由が想定できるため一律に「準用しない」と規定するのではなく、状況に応じて委員会でその許可を判断いただくこととし、第2項は削除しました。

見出しについても、文書(有体物である紙)に限定せずオンラインによる方法を追加したため「文書」から「文書等」としました。

(参考人)

第二十九条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、第二十六条((公述人の発言))、第二十七条((委員と公述人の質疑))及び第二十八条((代理人又は文書等による意見の陳述))の規定を準用する。

令和4年6月通知において「参考人制度は、議会における政策形成機能の強化を図るためにその活用が期待されるものであることに鑑みれば、議会への出頭を求めない形での意見聴取は、地方自治法第115条の2第2項によって否定されるものではなく、新型コロナウイルス感染症対策として行う場合に限らず、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)により、意見聴取を行うことは差し支えない」「オンラインによる方法で意見聴取を行う場合には、出頭を求めないで参考人から意見聴取を行うための所要の手續(条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等)を講じて意見聴取を行うことが適切と考えられる。」としていることから、令和3年度検討結果報告においても第3項「参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。」としたところです。

しかし、公述人と同様に、参考人は委員と異なり、委員会条例第16条や第17条に規定する「出席」の対象にはならないこと、令和4年6月通知において「意見聴取」としていること、地方自治法第115条の2第2項においても「意見を聴くことができる」としていることを踏まえ、参考人について必ずしも「出席」という表現を用いなければならない理由がないことから「参考人は、オンラインによる方法により委員会

で意見を述べることができる。」としました。

(記録)

第三十条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

第1項に「記載した記録」と規定されていますが、「逐条解説デジタル手続法」によると「「記載する」が動詞に使用されている場合の名詞は上記以外の用語であっても当該規定における場合に限り「書面等」に該当する」とあり、また「署名」「押印」についてもデジタル手続法第3条第1項6号において「署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。」と定義されていることから第1項については、有体物である書面に該当します。なお、委員会の会議録については、本会議と異なり地方自治法に基づくものではなく、委員会条例に基づくものであることから会議録をオンラインで作成できるよう第3項を新設しました。

第3項において「同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。」と規定していますが、今後、「委員会条例第三十条第三項の議長が定める措置は、電子署名とする。」旨の規程を設ける予定です。次に、「又は名称」としたのは、一見して氏名とは推認することが困難と思われる事例に対応するためです。委員会記録であるにも関わらず、「委員長が定める」ではなく「議長が定める」としたのは、記録の保管は議長が行うものであること、委員会毎に異なることがないよう議会として統一した措置であることが望ましいこと等から議長に委任することとしました。

参考資料

② 議会等が行う通知のうちこの章（第二百二十三条第四項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるものの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

③ 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。

④ 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

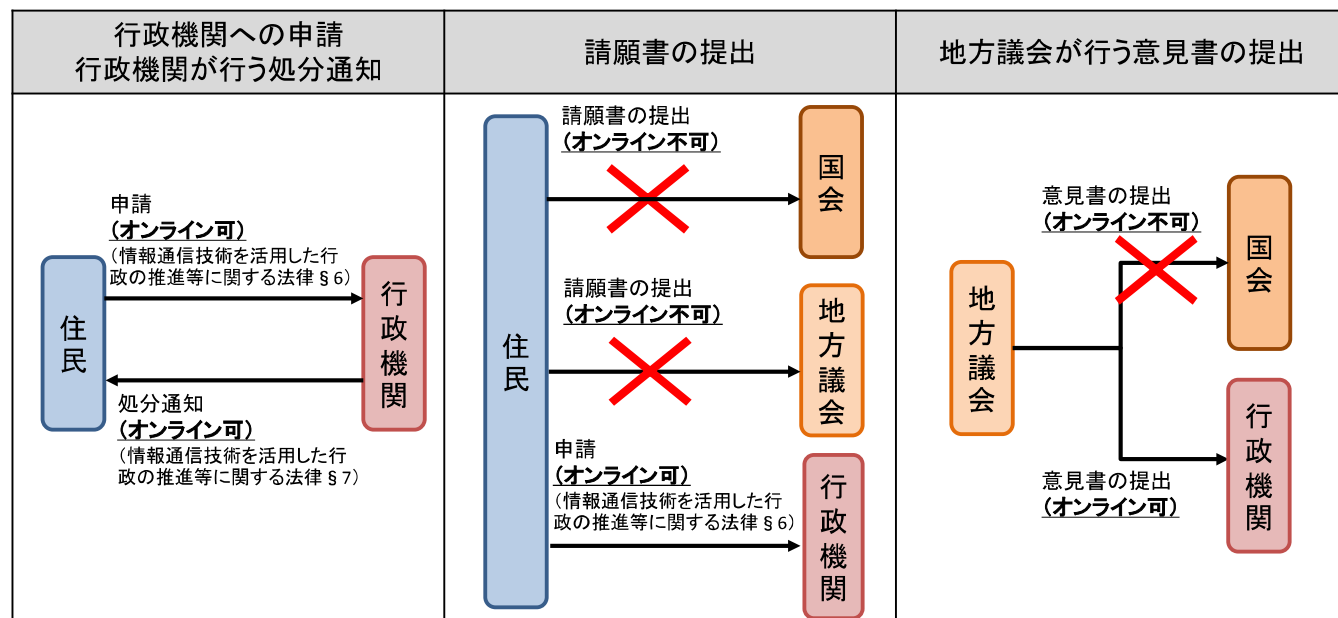
②・③ (略) ④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。	第十二節 雑則 第百三十八条の二 議会等に対して行われる通知のうちこの章(第百条第十五項を除く。)の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項において「文書等」という。)により行うことが規定されているもの(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第七条第一項の規定が適用されるものを除く。)については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。))を使用する方法により行うことができる。
②・③ (略) ④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。))を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。	(新設) (新設)

地方自治法の一部を改正する法律…新旧対照表（地方議会に係る手続のオンライン化に関する規定のみ抜粋）

改正後	現 行
第百条（略） ②～⑭（略） ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。	第百条（略） ②～⑭（略） ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
第百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（第百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。	第百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。
第百二十三条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。	第百二十三条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

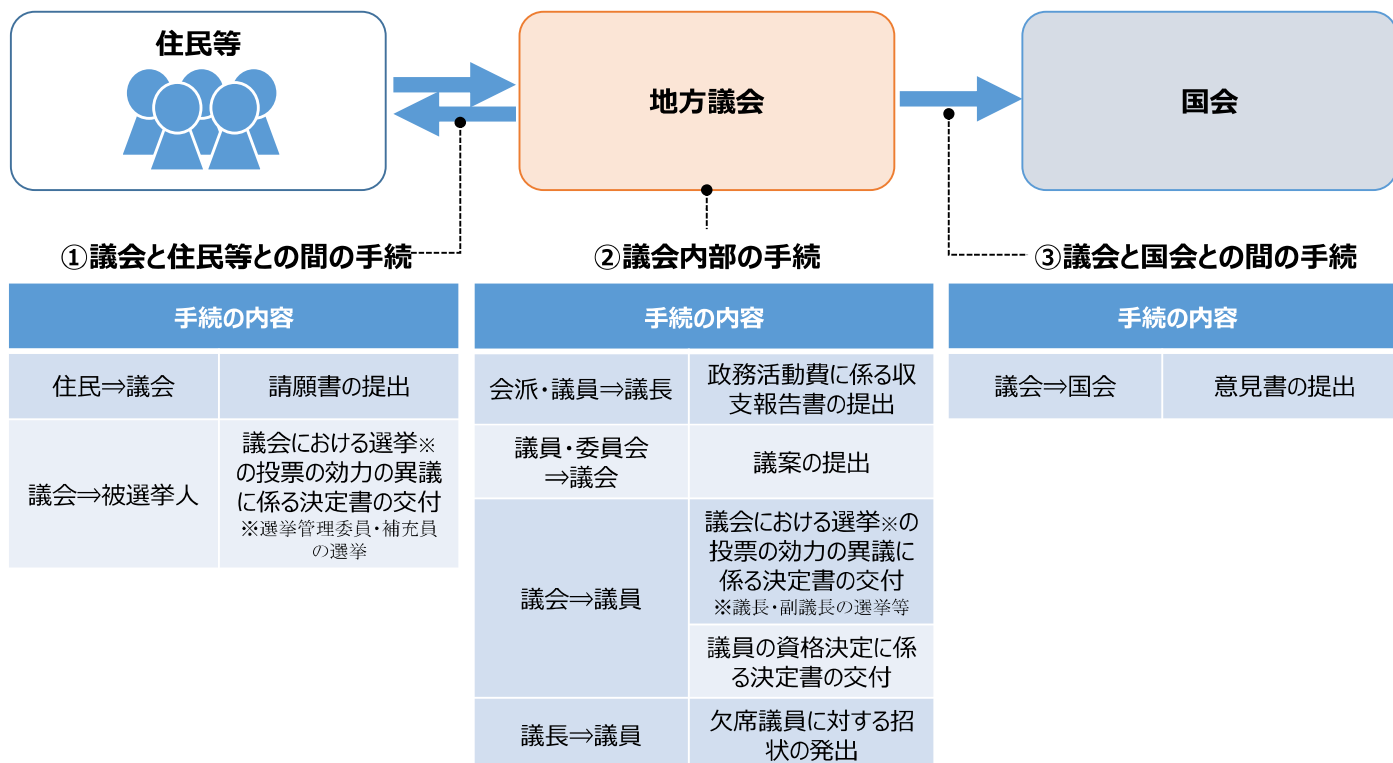
請願書や意見書のオンライン提出①

- 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」により、行政機関への申請や行政機関が行う処分通知等はオンラインにより行うことが可能とされている。
- 一方、地方議会については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する「行政機関」からは除かれているため、現行、地方議会に対する請願書の提出（地方自治法第124条）や、地方議会から国会に対する意見書の提出（地方自治法第99条）はオンラインでは行えない。
- 地方議会に対する請願書の提出や、地方議会から国会に対する意見書の提出をオンラインでも可能とすることについて、全国都道府県議会議長会から要望がある。



【参考】請願書の提出等のオンライン化

- 住民から地方議会に対する請願書の提出を含め、地方自治法上、地方議会が関わる手続で書面等により行われることが求められている以下の手続について、オンラインで行うことを可能とする。



※上記の他、現行、書面又は磁気ディスクによるとされている議長から長への会議の結果の報告について、オンラインにより行うことを可能とする改正を行う。
※「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」により、行政機関への申請や行政機関が行う処分通知等は、現行もオンラインにより行うことが可能。

標準会議規則等の改正等に関する検討会議設置要綱

1 設置

地方自治法の改正、同法の解釈運用に係る通知その他諸般の状況の変化に伴い、標準市議会会議規則、標準市議会委員会条例及び標準市議会傍聴規則（以下、「標準会議規則等」という。）の改正並びに政務活動費の交付に関する参考条例案その他これらに類する文書の制定又は改正の必要性が生じたときは、改正案等の作成及びこれに附帯する運用指針等に関する検討を行うため、全国市議会議長会（以下、「本会」という。）に、標準会議規則等の改正等に関する検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

2 開催等

検討会議は、そこで議題とする事項について本会の会員の意見等を聴く必要があると本会の会長又は部会長会議が認めたときに開催するものとし、会議は、本会事務総長が招集する。

検討会議の議事運営は、4に規定する会長市の構成員が掌る。

3 検討結果の報告

検討会議の検討結果については、成案として取りまとめ、直近の理事会で本会事務局がこれを報告し、その了承を求めるものとする。

4 構成市及び構成員

検討会議は、会長市、部会長市（9市）、政令指定都市の代表市（1市）及び中核市の代表市（1市）を構成市とし、構成市の議会事務局において、検討会議で議題となる事項を担当する課長を構成員とする。ただし、各市議会の判断で、課長以外の職の者を構成員とすることを妨げない。

構成員の選任及び退任の手続は行わず、その者の所属する市が構成市に該当したことをもって就任、該当しなくなったことをもって退任したものとみなす。

なお、政令指定都市の代表市及び中核市の代表市は、政令指定都市及び中核市がそれぞれ構成する協議会において定める手続によって決定された市とする。

5 担当

検討会議の運営に係る事務は、本会企画議事部が行う。

6 補足

本要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、本会企画議事部長が会長市の構成員と協議して定める。

附則

この要綱は、令和3年5月27日より施行する。

オンラインの方法による委員会の開催に伴う
委員会条例等の改正に関する検討結果報告
(抜粋)

令和4年2月

全国市議会議長会

はじめに

作成の経緯

近年の新型コロナウイルス感染症の拡大が、地方議会の活動に大きな影響を与えることが明らかになった令和2年4月に総務省は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」という通知を出し、オンラインの方法による委員会開催が可能という見解を示しました。

さらに同年7月には、オンライン委員会の開催に伴う留意点等を示した「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて」という通知が総務省より出されました。

両通知を受け、各地方議会でオンラインによる委員会の開催について検討されるようになるとともに、本会に対し、オンライン委員会の開催に伴う委員会条例、会議規則の改正に関する問合せが寄せられるようになりました。

本会は、全国都道府県議会議長会（以下「県議長会」という。）、全国町村議会議長会（以下「町村議長会」という。）と合同で、オンラインの方法による委員会の開催について、総務省との意見交換を重ね、本会と町村議長会は、委員会条例等の改正について具体的に検討することになりました。

また、県議長会は、オンラインの方法による委員会の運営など、地方議会のデジタル化に関する実務的な課題の調査研究を都道府県議会デジタル化専門委員会（座長・河村和徳東北大学大学院准教授）で行うことになりました。

本会においては、令和3年5月26日に設置された「標準会議規則等の改正等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）で検討することになり、同年7月に第1回の会議を開催し、それ以降、数回にわたる検討が行われた（検討会議の設置要綱、構成市等については、別添の資料を参照）結果、本稿のオンラインの方法による委員会の開催に関する参考条例等の作成に至った次第です。

参考条例等の趣旨

オンラインの方法による委員会の開催に関する委員会条例等の改正については、検討会議の当初から本会が作成している、標準市議会委員会条例や標準市議会会議規則等（以下「標準」という。）の改正とすべきか否かの議論が行われました。

「標準」の改正を求める理由として、今後、地方議会がデジタル社会の進展に対応する必要性が高まることを挙げる意見がある一方、オンラインの方法による委員会の開催は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまで例外的なものであると考えられることに加え、地方自治法の改正によるものではないことから、「標準」とすることは時期尚早という複数の意見が出されました。

検討会議において、これらの意見について議論した結果、今回は「標準」の改正を行う

ことは見送り、仮に委員会条例等を改正する場合、どの規定を改正するのが適当か、「標準」をベースに参考条例等を示すということで、検討会議構成市間の合意に達しました。

また、委員会条例や会議規則と併せて、オンラインによる方法で委員会を開く際の留意点などについて通知する必要があると考え、「オンライン委員会の運営に関する主な留意事項」（以下「留意事項」という。）を作成しました。

その内容は、委員会条例や会議規則では網羅することが困難な開催の手續や運営に関する留意点などを出来るだけ多く示していますが、あくまで参考資料であることから、必ずしも留意事項に記載されているものを全て要綱で定める必要はないと考えます。各市議会において、要綱で定めることが適当な事項と申合せや議会運営委員会での決定で対応することが適当な事項に分類するなどの対応を行うことを否定するものではありません。

今回は、上記理由により「標準」の改正は見送られることになりましたが、今後、地方自治法の改正により、地方議会におけるオンラインの方法による本会議や委員会の開催が制度化されたときは、改めて「標準」の改正について議論、検討が行われるものと考えています。

標準市議会会議規則等の改正に関する報告
(抜粋)

令和5年2月

標準会議規則等の改正等に関する検討会議

標準市議会会議規則等の改正に関する報告

検討の経緯

本会が作成する標準市議会会議規則（以下「規則」という。）、標準市議会委員会条例（以下「条例」という。）は、近年、地方自治法の一部改正や地方自治法の解釈変更等による改正が行われてきましたが、その改正対象は、限定的であり、規則や条例全般にわたる改正は行われていないのが実情です。

この間、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会が作成する標準都道府県議会会議規則及び標準都道府県委員会条例、標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例は、常用漢字の変更に伴う文言の改正をはじめ、各条文の規定の統一など、全般にわたる改正などを行っています。

このため、他の二議長会の会議規則及び委員会条例との間に異なる規定が散見されるほか、現行の規定では、議事運営に支障が生じる事案の発生が懸念される条文が存在する状況となっています。

さらに、近年の社会のデジタル化の進展に対応する議会におけるデジタル化の推進など、規則及び条例が制定された当時には想定されなかったことへの対応など、規則及び条例を全般にわたり改正する必要性が高まっています。

以上のことから、昨年度の「オンライン委員会条例の制定」に続き、標準会議規則等の改正等に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、規則及び条例全般を精査し、改正の是非も含めて検討することとなりました。

検討会議の開催とその経過

検討会議における検討事項については、去る令和4年7月4日に開催された第233回部会長会議において決定され（資料1参照）、設置要綱（資料2参照）に基づく構成市議会（資料3参照）の議会事務局職員により、同年7月20日の第1回会議以降、第6回会議まで検討が重ねられました。

各回の会議開催日と会議の協議事項などについては、以下のとおりです。

第1回会議（令和4年7月20日 対面とオンラインを併用する方式による開催）

近年の規則及び条例の改正状況について説明し、今後の検討スケジュール等について協議した。

第2回会議（令和4年8月26日 対面とオンラインを併用する方式による開催）

規則の第1条から第50条までの条文内容の精査（事務局提案、構成市提案）及び規則、条例の常用漢字の精査などを行い、改正の是非などについて協議した。

第3回会議（令和4年11月8日 対面とオンラインを併用する方式による開催）

規則の第51条から第169条までの条文内容の精査（事務局提案、構成市提案）などを行い、改正の是非などについて協議した。

第4回会議（令和4年11月24日 対面とオンラインを併用する方式による開催）

規則及び条例における、議会のデジタル化に対応する条文（事務局提案、構成市提案）の検討などを行った。

第5回会議（令和5年1月5日 対面とオンラインを併用する方式による開催）

これまでの検討を踏まえ、事務局より規則及び条例の改正とその具体的な内容について提案が行われ、これを了承した。

第6回会議（令和5年1月26日 対面とオンラインを併用する方式による開催）

来る2月9日開催の第230回理事会・第114回評議員会合同会議に報告する検討結果（第5回会議で了承された事項）及び次年度検討会議への申し送り事項（案）について協議した。

検討結果

検討会議は、検討事項を①デジタル化に関する改正事項、②それ以外の改正事項に分け、規則及び条例の改正を検討してきましたが、地方制度調査会において、「議会に関連する手続きのオンライン化」に関する地方自治法の改正が答申（[資料4](#)、[資料5](#)参照）されたことを踏まえ、①については、法改正の具体的内容が確定した時点で規則、条例の改正（案）を検討することとし、②については、改正（案）をとりまとめるが、規則、条例の改正は行わず、①、②ともに次年度の検討会議に申し送ることとし、このことについて、来る2月9日開催の第230回理事会・第114回評議員会合同会議で了承を得ることを決定しました。

これにより、次年度の検討会議で①及び②の検討事項を決定のうえ、規則及び条例の改正を行うことになり、各市議会の規則及び条例の改正を二年度に渡り行う必要性がなくなるものと考えます。

次年度検討会議への申し送り事項

近年、標準市議会会議規則（以下「規則」という。）及び委員会条例（以下「条例」という。）については、地方自治法の一部改正や地方自治法の解釈変更等による改正が行われた以外、その改正がほとんど行われていない。

この間、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会の規則及び条例と異なる規定の存在や社会のデジタル化の進展など、規則及び条例が制定された当時には想定されなかったことが散見される。

以上のことから、規則及び条例全般を精査し、これらの改正の是非も含めて、今年度検討会議は検討を重ねてきたが、第33次地方制度調査会において、「議会に関連する手続きのオンライン化」を含む答申が取りまとめられたことを踏まえ、具体的な法律改正の内容が明らかになった時点で規則及び条例を改正することが適当と判断し、次年度検討会議へ以下の事項について申し送る。

申し送り事項

1. デジタル化に関する事項
2. 今年度検討会議で検討された事項のうち上記1を除く事項

令和5年1月26日

令和4年度標準会議規則等の改正等に関する検討会議

令和５年度標準会議規則等の改正等に関する検討会議 構成市一覧

構 成 区 分	市 名
会 長 市	神 戸
北 海 道 部 会 部 会 長	旭 川
東 北 部 会 部 会 長	仙 台
北 信 越 部 会 部 会 長	富 山
関 東 部 会 部 会 長	熊 谷
東 海 部 会 部 会 長	松 阪
近 畿 部 会 部 会 長	阪 南
中 国 部 会 部 会 長	岡 山
四 国 部 会 部 会 長	松 山
九 州 部 会 部 会 長	長 崎
政 令 指 定 都 市 (全 国 市 議 会 議 長 会 指 定 都 市 協 議 会 会 長)	横 浜
中 核 市 (中 核 市 議 会 議 長 会 会 長)	奈 良